

# 知的財産信託の 仕組みと 活用の仕方

「知的財産信託」に関する報道では、大企業の事例が多く、中小企業には縁遠いイメージがある一方で、資金調達手段として注目されている。その概要と動向を探ってみた。



弁護士  
土生 哲也

知的財産信託とは  
どういうものか

「知的財産信託」という新しい制度は、資金調達手段の一つとしても注目されているようです。しかし「知的財産権」「信託」のいずれも、現状では多くの中小企業にとって馴染み深いものとはいえません。まず最初に、どのような制度かを確認しておきましょう。

## (1) 知的財産信託とは？

信託とは、何らかの財産（信託財産）を有する委託者が、受託者に信託財産を引き渡し、信託財産の管理や処分を受託者に指示する制度です。信託財産の管理や処分を得られた利益（信託利益）は受益者に交付されますが、受益者となるのは委託者自身であっても第三者であっても構いません。従来、法律上信託が認められる財産は金銭や不動産に制限されて

いましたが、2004年末に改正信託業法が施行され、特許権や著作権等の知的財産権を信託することが可能になりました。これが知的財産信託と呼ばれる制度です。

知的財産信託の対象となる知的財産権のうち主要なものは、技術的なアイデアを保護する特許権や、映画・アニメ・音楽などのコンテンツやコンピュータプログラムなどの表現を保護する著作権となります。したがって、特許権を

取得することがあるメーカーや、コンテンツの制作会社、パッケージソフトの開発会社などが、知的財産信託を利用する可能性のある企業ということになるでしょう。

## (2) 知的財産信託の目的は？

知的財産信託は、特許権等を有する中小企業の資金調達手法の一つとして紹介されることがあるようですが、信託という制度そのものは、直接的には資金調達を目的とするものではありません。知的財産権を活かして資金調達を行ないたい場合は、知的財産権を担保として融資を受ける、知的財産権を証券化する、といった手法が考えられますが、知的財産信託はこれらに並ぶ資金調達手法の一つという位置付けにあるものではなく、信託により生じる受益権を証券化することによって、初めて資金調達が可能になるものです。

知的財産信託が資金調達との絡みで説明されることが多い理由は、知的財産権の証券化を行なう際に信託制度を利用すると、信託財産の安全管理や取扱い上のメリットが生じるため、証券化の際のツールに適しているという理由によるものです。信託すなわち資金調達という関係にあるわけでは

ないことに留意が必要です。

知的財産信託を利用する目的は、大きく二つに分けることができます。一つは、煩雑な管理業務やライセンス等による活用等を信託会社に任せたい場合で、この場合は資金調達が行なわれるわけではありません。もう一つは、資金調達を目的とする場合であり、この場合、信託財産から得られる受益権は証券化され投資家に販売されることとなります。

### 知的財産信託の仕組みは どういふものか

#### (1) 基本的な仕組み

知的財産権の管理や運用を目的とする知的財産信託の基本的な仕組みは、図表1に示すとおりです。

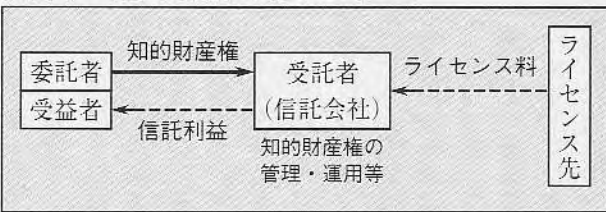
特許権や商標権の維持に必要な管理事務を信託会社に任せたい場合であれば、信託会社に管理の対価として信託報酬を支払って終わり、ということになります。ただし、それだけであれば管理業務を単に委託するのと大差がないため、通常は信託会社が主体となつて積極的にライセンス業務に取り組み、権利の活用を図ろうとすることが多くなるでしょう。

この場合、ライセンスで得た信託報酬控除後の収益は、受益者に帰属することになります。

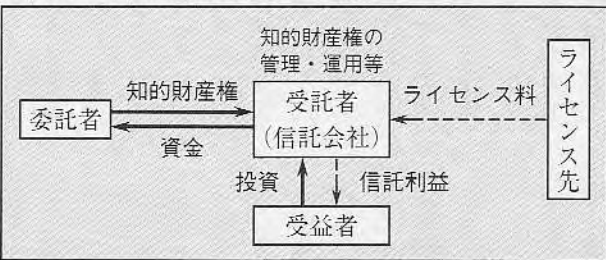
たとえば、映画やアニメなどのコンテンツを制作する場合であれば、作品を劇場で上映するほかに、テレビ番組への提供、DVD化、キャラクターの商品化など、様々な活用場面が想定されます。このようなケースでは、ライセンス先の選定や煩雑な契約事務などによる専門的信託会社に任せることによる効果は大きいと考えられます。

ただし、特許権を信託する場合には、同じ信託でも不動産信託などとは異質の問題があります。

図表1 管理型信託の基本スキーム



図表2 資金調達型信託の基本スキーム



一つは、信託会社を通じて特許権を第三者に行使しようとする場合、相手方から特許無効審判を請求されて、権利が消滅したり減縮したりしてしまうリスクがあるということである。

最近の特許権侵害の事例で、ジャストシステムと松下電器、サミーとアルゼの間の争いは特許権が無効ということを決着しています。このように、特許権を行使しようとしたために、逆に相手方から特許無効審判を請求されて権利が無効になるといふことは、特許の世界では珍しい話ではありません。信託会社が積極的に権利を活用しようとするれば、逆に特許無効審判を請求される事態も起こり得るといふ不動産信託などにはないリスクが伴います。

もう一つは、特許権の実質的な価値を維持するためには、周辺特許や改良特許などの出願を継続的に行なわなければならないことが多いということです。信託することによって、特許に関する業務が手放せるようなイメージを抱きがちですが、

特許権の実質的な価値を維持するためには、通常は実際に技術を有している企業の継続的コミットが欠かせません。

#### (2) 資金調達のための仕組み

資金調達を目的とする知的財産信託の基本的な仕組みは、図表2に示すとおりです。

資金調達を目的とする場合は、信託財産から得られる利益（ライセンス収入等）を受け取るのは、証券化された受益権に投資した受益者ということになります。受益者が投資した資金が委託者に還元されるので、委託者にとっては資金調達が可能となるわけです。このスキームでは、委託者自身も受益権の一部を保有して、利益分配を受けることとしても構いません。

この方法では、開発した知的財産に関する権利による資金調達が可能になりますが、知的財産から得られる権利の一部を手放すことになることには留意が必要です。

### 知的財産信託の 最新動向

#### (1) 著作権の信託

知的財産信託に関する報道から、著作権を対象とした信託の実

例についてみてみましょう。

著作権信託の先行企業は、改正信託業法を受けていち早く信託業に参入したジャパン・デジタル・コンテンツ信託です。

同社は、映画やアニメなどを中心としたコンテンツの流動化により資金調達を支援しています。劇場用映画や家庭用ゲームの著作権などを対象に信託制度を利用した資金調達スキームをコーディネートした実績をもち、証券化された商品は個人投資家にも販売されています。さらに、映画化やアニメ化が期待される原作の著作権の受託についても発表しています。

このほか、みずほ信託銀行がテレビアニメの著作権の信託を手がける例や、三井住友銀行が漫画「北斗の拳」の映画著作物を信託を使って証券化する例があります。

## (2) 特許権の信託

著作権に比べて特許権の信託についての報道例は少数ですが、この分野で先行しているのは三菱UFJ信託銀行です。

同行は大田区産業振興協会と提携、区内の中小企業が保有する特許権を対象にした知的財産信託のスキームづくりを進めています。第一号案件として、建設機械部品

製造・販売業を営むトキワ精機株式会社の特許権を受託、大手産業用部品メーカーにライセンスを実施したことが報道されました。

また、大学発ベンチャーからの知的財産権信託の第一号案件として、九州大学発のベンチャー企業がある特許を受ける権利の受託に合意したことも公表されています。これらの信託は、いずれも特許の管理やライセンスのコーディネートなどを担うもので、資金調達を目的とするものではありませんが、将来的には資金調達への活用も視野に入れている模様です。

## 中小企業にとつての 知的財産信託

### (1) 特許権か著作権か

知的財産信託の対象となる権利として、おそらく今後は特許権と著作権を中心に検討が進められるでしょう。このうち、信託の対象として比較的扱いやすいのは、コンテンツやコンピュータプログラムなどの著作権と考えられます。特許権と著作権は、同じ知的財産権ではあっても、大きくその性質を異にしています。特許権は、特許庁に出願を行ない、審査で拒

絶理由に該当しないことが確認された場合に付与される権利です。特許権が成立しても、後に無効理由が発見されて無効とされたり、権利範囲が減縮されたりすることは珍しくありません。他方、著作権は著作物の創作と同時に認められる権利なので、原則として権利が失われるようなことはありません。この点から、対象が変動しやすい特許権は、信託財産としては扱いにくいものと考えられます。

また、対象となる製品と権利の関係考えた場合、物質特許など一部の例外を除けば特許権の権利範囲がそのまま対象製品をカバーしているケースは少なく、製品の一部に関連する技術が対象となっていることが一般的です。そのため、信託財産を運用する信託会社や受益権に投資する投資家にとって、どこまでが対象なのか理解しにくいという問題があります。

著作権は創作物そのものに発生するため、素人目にも明確です。この点でも、信託財産としては比較的扱いやすいと思われれます。

著作権の信託が先行している実績を見ても明らかですが、特許権の信託は解決すべき課題が多く、中小企業が気軽に利用できる制度

にはなりにくいと思われれます。

### (2) 管理目的か資金調達目的か

先述のとおり、信託には管理目的と資金調達目的の二つが考えられます。いずれを目的とするかによって、制度を利用する際のハードルや利用する信託会社なども変わってくるようになるでしょう。

管理目的の場合、信託会社には特に知的財産権の管理ノウハウが要求されます。中堅以上の企業では、グループ内の知的財産権を一括管理する信託会社を設立する動きもあるようです。中小企業が利用する場合は、コスト対効果も問題になってくるでしょう。

資金調達目的の場合、知的財産権の管理ノウハウのほかに、受益権を証券化するスキームや投資家の確保など、金融分野におけるノウハウも必要となります。こうしたノウハウは信託銀行等の金融機関が得意としますが、一方で知的財産権の管理についてはまだ不慣れな印象が否めません。

知的財産信託によって、今後資金調達の可能性は広がるはずですが、プレイヤーが不十分であり、中小企業が実際に利用するには、これからの制度といったところが現状のように思われます。

上生哲也(はぶ てつや) 金融機関でベンチャービジネスへの投資業務を担当の後、土生特許事務所を開設。著書に「知的財産」の分析手法(中央経済社)など。